

平成27年5月8日

株式会社山口銀行（連結）

自己資本の構成に関する開示事項（平成27年3月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置 による不 算入額	前期末	経過措置 による不 算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	305,323		289,658	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	10,385		10,385	
2	うち、利益剰余金の額	296,618		280,674	
1c	うち、自己株式の額（△）	-		-	
26	うち、社外流出予定額（△）	1,680		1,401	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	29,554	44,331	8,738	34,953
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,320		1,542	
	うち、少数株主持分に関連するものの額	1,320		1,542	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	336,198		299,938	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	893	1,340	904	3,619
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	893	1,340	904	3,619
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 121	△ 182	△ 70	△ 280
12	適格引当金不足額	364	545	479	1,907
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	5,804	8,707	1,966	7,867
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	1,384	2,076	1,499	5,997
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	161	241	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	161	241	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		-	-	-	-
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額		-		386	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）		8,486		5,166	
普通株式等Tier1資本						
29	普通株式等Tier1資本の額（イ）－（ロ）（ハ）		327,711		294,772	
その他Tier1資本に係る基礎項目（三）						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額		554		571	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）		554		571	
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		273		958	
	うち、適格引当金不足額に関連するものの額		273		958	
42	Tier2資本不足額		-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）		273		958	
その他Tier1資本						
44	その他Tier1資本の額（ニ）－（ホ）（ヘ）		281		-	
Tier1資本						
45	Tier1資本の額（ハ）＋（ヘ）（ト）		327,992		294,772	
Tier2資本に係る基礎項目（四）						
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-		-	
48-49	Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額		88		92	

47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	20		39	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	20		39	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	28,165		25,196	
	うち、その他包括利益累計額に関連するものの額	28,165		25,196	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	28,273		25,328	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	982	1,474	3,205	12,822
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	307		1,077	
	うち、適格引当金不足額に関連するものの額	273		958	
	うち、旧告示における控除項目に該当するものの額	34		119	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	1,290		4,283	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	26,983		21,044	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	354,975		315,817	
リスク・アセット (5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	16,522		40,567	
	うち、退職給付に係る資産に関連するものの額	8,707		7,867	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	6,407		29,081	
	うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	66		-	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの）に関連するものの額	1,340		3,619	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,309,647		2,194,603	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率 ( (ハ) / (ヲ) )	14.18		13.43	
62	連結Tier1比率 ( (ト) / (ヲ) )	14.20		13.43	
63	連結総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	15.36		14.39	

調整項目に係る参考事項 (6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	36,181		50,393	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	35,835		26,404	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)					
76	一般貸倒引当金の額	20		39	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	125		168	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	13,102		12,387	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-	